

議案第 3 0 0 号

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年大田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第8項」を「第9項」に改め、同条第3号中「第12項」を「第13項」に改め、同条第4号中「第14項」を「第15項」に改める。

別表第1中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び生活保護法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ずれに対応する改正を行う。

(第2条)

(2) 生活保護法の改正により「進学準備給付金」の名称が「進学・就職準備給付金」に改められたことに対応する改正を行う。

(別表第1)

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2(1)については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 3 0 1 号

大田市小規模集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

大田市小規模集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市小規模集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

大田市小規模集会所の設置及び管理に関する条例（平成17年大田
市条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表久手駅集会所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市小規模集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

「久手駅集会所」の廃止に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

大田市小規模集会所の名称及び位置の表から、久手駅集会所の項を削る。

(別表)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 3 0 2 号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の給与に関する条例（平成17年大田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第4号中「介護保険料」の次に「、後期高齢者医療保険料」を加え、同項に次の1号を加える。

(1) 災害応急作業等業務

別表第3に次のように加える。

災害応急作業等業務	日額 1,080円
-----------	-----------

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大田市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、令和6年1月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

大田市職員の給与に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、災害応急作業のため本市以外の地方公共団体に派遣され、応急業務又は応急業務のための災害状況の調査等を行う職員に対し特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 災害応急作業等業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給することとする。

(第10条)

- (2) 災害応急作業等業務に係る特殊勤務手当の額を、日額1,080円とする。

(別表第3)

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

議案第 3 0 3 号

大田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の旅費に関する条例（平成17年大田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項を削る。

第23条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別な事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、当該旅費の額を超える額の旅費を支給することができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大田市職員の旅費に関する条例の規定は、令和6年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

大田市職員の旅費に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

条例に規定する額を超える宿泊料、特急料金など、現行の条例では支給できないこととなっている旅費について、状況に応じて支給できるようにするため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

旅行の特別な事情や性質上、所定の旅費では旅行することが困難な場合には、当該旅費の額を超える額の旅費を支給することとする。

(第12条、第23条)

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。
- (2) 改正後の条例の規定は、令和6年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 3 0 4 号

大田市税条例の一部を改正する条例制定について

大田市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市税条例の一部を改正する条例

大田市税条例（平成17年大田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削る。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。
附則第4条の2を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日
- (2) 第36条の2、第63条の2、第89条、第139条の3及び第149条の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

大田市税条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

公益信託制度改革による所得税法の改正に伴い、個人住民税における寄附金税額控除の対象に、所得税と同様、公益信託の信託事務に関連する寄附金を追加する等の改正を行う。

(第34条の7、附則第4条の2)

(2) 法人市民税、軽自動車税、特別土地保有税、入湯税関係

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ずれに対応する改正を行う。

(第36条の2、第63条の2、第89条、第139条、
第149条)

(3) 固定資産税関係

私立学校法の改正に伴う条項ずれに対応する改正を行う。

(第56条)

3 施行期日

2(1)については、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

2(2)については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2(3)については、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 0 5 号

大田市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

大田市都市計画税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市都市計画税条例の一部を改正する条例

大田市都市計画税条例（平成17年大田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第7項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

大田市都市計画税条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ずれに対応する改正を行う。

(附則第7項)

3 施行期日

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 3 0 6 号

大田市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

大田市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり
制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

大田市福祉医療費助成条例（平成17年大田市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第7条中「医療機関等に対して医療保険証等とともに」を「医療機関等において被保険者等であることの確認を受ける際に、」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

大田市福祉医療費助成条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

医療保険の保険証の廃止に伴い、医療機関等における確認に関する文言を改める。

(第7条)

3 施行期日

令和6年12月2日から施行する。

議案第 3 0 7 号

大田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

大田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

大田市子ども医療費助成条例（平成17年大田市条例第109号）
の一部を次のように改正する。

第5条中「当該医療機関等に対して、社会保険各法に定める保険証等とともに」を「当該医療機関等において被保険者等であることの確認を受ける際に、」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

大田市子ども医療費助成条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

医療保険の保険証の廃止に伴い、医療機関等における確認に関する文言を改める。

(第5条)

3 施行期日

令和6年12月2日から施行する。

議案第 308 号

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田市国民健康保険条例（平成17年大田市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第22条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大田市国民健康保険条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

保険証の廃止及び国民健康保険法における罰則の規定の変更に伴い、保険証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定を削る。

(第22条)

3 施行期日等

- (1) 令和6年12月2日から施行する。
- (2) この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用及びこの条例の施行の日において現に保険証を交付されている世帯主がこの条例の施行の日以後に保険料を納付しなかったことにより保険証の返還を求められた場合における罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 3 0 9 号

大田市三瓶山周辺観光施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例制定について

大田市三瓶山周辺観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市三瓶山周辺観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田市三瓶山周辺観光施設の設置及び管理に関する条例（平成21年大田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

三瓶観光リフト（第1、第2、第3）	火曜日	午前9時から午後5時まで
西の原レストハウス	水曜日	午前9時から午後5時まで

」を

「

三瓶観光リフト（第1、第2、第3）	火曜日、12月1日から翌年の3月31日までの日	午前8時30分から午後4時30分まで
西の原レストハウス	月曜日、木曜日、12月1日から翌年の3月31日までの日	午前10時から午後4時まで。ただし、火曜日、水曜日及び金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）は午後2時まで

」に改める。

別表第3中「

北の原キャンプ場	キャンプサイト	オートサイト	宿泊	1サイト1泊につき	4,700円
			宿泊以外	1サイト1回につき	2,400円
		電源設備	宿泊	1サイト1泊につき	700円
			宿泊以外	1サイト1回につき	400円
		一般サ	宿泊	テント1張り1泊に	1,200円

	イト		つき	
		宿泊以外	テント1張り1回につき	600円
キャンプファイヤー場			1ヶ所1回につき	3,000円
ケビン	小型	宿泊	1棟1泊につき	13,000円
		宿泊以外	1棟1時間につき	1,000円
	大型	宿泊	1棟1泊につき	23,600円
		宿泊以外	1棟1時間につき	1,800円
バンガローA	宿泊		1棟1泊につき	7,900円
	宿泊以外		1棟1時間につき	600円
バンガローB	宿泊		1棟1泊につき	7,400円
	宿泊以外		1棟1時間につき	500円
バンガローC	宿泊		1棟1泊につき	9,000円
	宿泊以外		1棟1時間につき	700円
ドッグラン	半日利用		犬1匹につき	800円
	1日利用		犬1匹につき	1,600円
セントラル ロッジ	多目的ホール		1時間につき	1,100円
	集会室		1時間につき	800円

」を

「

北の原 キャン プ場	キャンプサ イト	オート サイト	宿泊	1サイト1泊につき	5,200円
			宿泊以外	1サイト1回につき	2,700円
	電 源 設備		宿泊	1サイト1泊につき	800円
			宿泊以外	1サイト1回につき	500円
	一般サ イト		宿泊	テント1張り1泊に つき	1,500円
			宿泊以外	テント1張り1回に つき	800円
	キャンプファイヤー場			1ヶ所1回につき	3,300円

ケビン	小型	宿泊	1棟1泊につき	15,600円
		宿泊以外	1棟1時間につき	1,200円
	大型	宿泊	1棟1泊につき	28,400円
		宿泊以外	1棟1時間につき	2,200円
バンガローA	宿泊		1棟1泊につき	8,700円
	宿泊以外		1棟1時間につき	700円
バンガローB	宿泊		1棟1泊につき	8,200円
	宿泊以外		1棟1時間につき	600円
バンガローC	宿泊		1棟1泊につき	9,900円
	宿泊以外		1棟1時間につき	800円
ドッグラン	半日利用		犬1匹につき	800円
	1日利用		犬1匹につき	1,600円
セントラル ロッジ	多目的ホール		1時間につき	1,300円
	集会室		1時間につき	900円

」に改め、同表備考1中「（昭和23年法律第178号）」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大田市三瓶山周辺観光施設の設置及び管理に関する条例の一部
改正に関する説明資料

1 改正の理由

大田市三瓶山周辺観光施設の指定管理の更新に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 三瓶観光リフトの運休日及び運行時間、西の原レストハウスの休館日及び開館時間を改める。

		現行	改正後
三瓶観光 リフト (第1、 第2、第 3)	運休日	火曜日	火曜日 <u>12月1日から翌年の 3月31日までの日。</u>
	運行時間	<u>午前9時から午 後5時まで</u>	<u>午前8時30分から午 後4時30分まで</u>
西の原レ ストハウ ス	休館日	<u>水曜日</u>	<u>月曜日、木曜日</u> <u>12月1日から翌年の 3月31日までの日。</u>
	開館時間	<u>午前9時から午 後5時まで</u>	<u>午前10時から午後4 時まで</u> <u>ただし、平日は午後 2時まで</u>

(別表第2)

- (2) 北の原キャンプ場の利用料金を改める。

				現行	改正後
キャンプ サイト	オート サイト	宿泊	1サイト1 泊につき	<u>4,700円</u>	<u>5,200円</u>

		宿泊 以外	1 サイト 1 回につき	<u>2,400 円</u>	<u>2,700 円</u>
	電源 設備	宿泊	1 サイト 1 泊につき	<u>700 円</u>	<u>800 円</u>
		宿泊 以外	1 サイト 1 回につき	<u>400 円</u>	<u>500 円</u>
	一般サ イト	宿泊	テント 1 張 り 1 泊につ き	<u>1,200 円</u>	<u>1,500 円</u>
		宿泊 以外	テント 1 張 り 1 回につ き	<u>600 円</u>	<u>800 円</u>
キャンプファイヤー場			1 ヶ所 1 回 につき	<u>3,000 円</u>	<u>3,300 円</u>
ケビン	小型	宿泊	1 棟 1 泊に つき	<u>13,000 円</u>	<u>15,600 円</u>
		宿泊 以外	1 棟 1 時間 につき	<u>1,000 円</u>	<u>1,200 円</u>
	大型	宿泊	1 棟 1 泊に つき	<u>23,600 円</u>	<u>28,400 円</u>
		宿泊 以外	1 棟 1 時間 につき	<u>1,800 円</u>	<u>2,200 円</u>
バンガローA		宿泊	1 棟 1 泊に つき	<u>7,900 円</u>	<u>8,700 円</u>
		宿泊 以外	1 棟 1 時間 につき	<u>600 円</u>	<u>700 円</u>
バンガローB		宿泊	1 棟 1 泊に つき	<u>7,400 円</u>	<u>8,200 円</u>
		宿泊 以外	1 棟 1 時間 につき	<u>500 円</u>	<u>600 円</u>

バンガローC	宿泊	1棟1泊につき	<u>9,000円</u>	<u>9,900円</u>
	宿泊以外	1棟1時間につき	<u>700円</u>	<u>800円</u>
セントラルロッジ	多目的ホール	1時間につき	<u>1,100円</u>	<u>1,300円</u>
	集会室	1時間につき	<u>800円</u>	<u>900円</u>

(別表第3)

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 1 0 号

大田市手数料条例の一部を改正する条例制定について

大田市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市手数料条例の一部を改正する条例

大田市手数料条例（平成17年大田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「

複数建築物の認定の取消し申請（法第86条の5第1項）	1件につき	6,480円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
----------------------------	-------	--

」を

「

複数建築物の認定の取消し申請（法第86条の5第1項）	1件につき	6,480円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「政令」という。）第137条の12第6項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は模様替の認定	1件につき	27,300円
政令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は模様替の認定	1件につき	27,300円

」に改める。

別表第4の3中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の3の改正規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

大田市手数料条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行により、建築基準法施行令と知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例が改正され、市に新たな認定制度が委譲されたため所要の改正を行う。あわせて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により建築基準法の一部改正が行われるため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 建築基準法関係

引用条項の移動に伴い、条文の項番号を改める。

(別表第4の3)

(2) 建築基準法施行令関係

建築物の敷地と道路との関係に関する制限及び建築物の道路内の建築制限において適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定に係る手数料を加える。

建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は模様替の認定	1件につき	27,300円
建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は模様替の認定	1件につき	27,300円

(別表第4)

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2(1)については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる

規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 3 1 1 号

島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する 協議について

島根県後期高齢者医療広域連合規約の一部を下記のとおり変更することに関して、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により協議することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

大田市長 楫野弘和

1 理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の制定等に伴い、島根県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、議会の議決を求めるものである。

2 規約

別紙のとおり

島根県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

島根県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年県指令市町村第647号）の一部を次のように変更する。

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

変更後	変更前
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</p> <p>2 <u>資格確認書等</u>の引渡し</p> <p>3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付</p> <p>4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</p> <p>5 保険料に関する申請の受付</p> <p>6 上記事務に付随する事務</p>	<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</p> <p>2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</p> <p>3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付</p> <p>4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</p> <p>5 保険料に関する申請の受付</p> <p>6 上記事務に付随する事務</p>

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

(参考資料)

地方自治法 (抜粋)

(組織、事務及び規約の変更)

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合(変更された場合を含む。)における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8 略

(議会の議決を要する協議)

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。